

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更点について

- 特措法や感染症法に基づく勧告、措置等は終了します。
- コロナ対策は、行政が積極的に関与をしていく仕組みから、個人の自主的な取組みを基本とする方向になります。
 - 一律に外出自粛を要請することはなくなり、個人や事業者の判断に。
 - 幅広い医療機関による通常の診療対応に。
 - 外来対応の医療機関は、県ホームページで公表。
(診療時間、小児対応や電話・オンライン診療に係る情報を含む)
 - 決して、感染対策をしなくてよいということではありません。
- 感染症法に基づく医療機関からの発生届が終了しますので、保健所から陽性者への連絡や自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸出し等はなくなります。

1 市民の皆さんに平常からお願いしたいこと

- 5類移行後も、感染の波は続く可能性があるため、感染回避行動を織り込んだ生活習慣が大切です。
 - 定期的な換気、こまめな手洗い、咳エチケット、3密回避（密集・密接・密閉）など、基本的な感染対策の日常化を。
 - 効果的な場面でのマスク着用。特に医療機関や高齢者施設の訪問時には、マスク着用を含め施設管理者が求める感染対策に協力を。
 - 高齢者等の重症化リスクが高い方は、感染状況に留意し、流行時には人混みを避け、マスクを着用するなど、一層の感染回避行動を。
 - 適度な運動、食事などの日頃からの生活習慣を。
- 発熱等の症状があり外来を受診する場合は、次のようにしましょう。
 - 医療機関に連絡の上、マスクを着用して受診。
 - ・外来対応の医療機関は、県ホームページに掲載。
 - ・受診先が不明な場合は、受診相談センター（24時間対応（土日祝含）089-909-3483）に電話。
 - 医療費（検査費を含む）は、他の疾患と同様に保険診療に。（自己負担が発生）。ただし、新型コロナ治療薬は、当面9月末まで全額公費負担。
 - 新型コロナと診断されたら、医師の指示に従い療養。

〈国が推奨する療養期間等〉

- ・発症日を0日目として5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える。
- ・発症後10日間は、不織布マスクの着用や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を控えるなど、周りの方へうつさないように配慮を。

○陽性者の同居家族等について、濃厚接触者の特定はありません。

〈国が推奨する体調に留意すべき期間等〉

- ・ご家族等の発症日を0日目として特に5日間は体調に注意。7日目までは発症の可能性があり、基本的な感染対策や高齢者等との接触回避を。

○療養中に体調が悪化した場合

- 診療時間中は受診した医療機関に電話又は受診相談センター（089-909-3483）に連絡を。
- 症状が重い時は救急要請を。
 - ・子ども医療電話相談「#8000」の活用も。
 - ・救急電話相談「#7119」は、県が本年夏頃の開始に向けて準備中。
- 保健所による健康観察は終了。医療機関の紹介や体調不良時の医療相談等は受診相談センターで対応。

○医師が入院の必要ありと判断した場合

- 入院先は診断した医療機関が調整。
- コロナ治療費による入院医療費は、当面9月末まで高額療養費の自己負担限度額から2万円減額措置（2万円未満の場合はその額）に。
- 保健所からの連絡等はなし。

2 事業者の皆さんにお願いしたいこと

○体調不良時の休みやすい環境づくりを。

〈国が推奨する療養期間等〉

- ・発症日を0日目として5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える。
- ・発症後10日間は、不織布マスクの着用や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を控えるなど、周りの方へうつさないように配慮を。

○テレワークや時差出勤等の積極的な活用を。

○定期的な換気や、こまめな手洗いの習慣化など職場内での基本的な感染対策の継続を。

※法の位置づけが5類感染症に移行しても、平常から、感染を防ぐための生活習慣を自主的に実践いただくとともに、高齢者等の重症化リスクが高い方に感染が及ばないように、思いやりの行動が大切です。御理解と御協力をよろしくお願いします。

3 公表について

○県感染症情報センターホームページで一元化し週に1回公表されます。

○コロナワクチン接種状況は、首相官邸ワクチンホームページで県別、年代別に公表されます。

問い合わせ先

松山市保健所 保健予防課 TEL 089-911-1815